

○厚生労働省告示第百二十号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、令和六年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

令和六年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十

五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率

令和六年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「算定政令」という。）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率は、次の各号に掲げる合計点数（別表の上欄に掲げる基準に応じ、当該基準のそれぞれについて同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

別表

- 一 合計点数百三十九点以上 百分の九十九・七六二二〇四二八九
- 二 合計点数百三十点以上百三十九点未満 百分の九十九・八〇五九五八七〇八
- 三 合計点数百十七点以上百三十点未満 百分の九十九・八四九〇七八九九五
- 四 合計点数百二点以上百十七点未満 百分の九十九・八九二八三三四〇四
- 五 合計点数百二点未満 百分の九十九・九三六五八七八一三

基準	点数
<p>一 当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>イ 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施率（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号。以下「算定省令」と</p>	<p>次の各号に掲げる率を合計して得た率に二十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と十点を合算</p>

いう。) 第四十条の二第二項に規定する特定健康診査の実施率をいう。以下同じ。) が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率 (以下「特定健康診査基準値」という。) 以上であること。

(1) 健康保険組合 (健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。) 及び共済組合 百分の八十一

(2) 健康保険組合 (健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。) 、日本

私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の七十六・五

ロ 特定保健指導 (法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。) の実施率 (算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。以下同じ。) が次に掲げる保険者の

した点数

一 当該年度の前年度における特定健康診査の実施率から特定健康診査基準値を控除して得た率を一から特定健康診査基準値を控除して得た率で除して得た率

二 当該年度の前年度における特定保健指導の実施率から特定保健指導基準値を控除して得た率を一から特定保健

<p>種類に応じ、それぞれに掲げる率（以下「特定保健指導基準値」という。）以上であること。</p> <p>(1) 単一型健康保険組合及び共済組合 百分の三十</p> <p>(2) 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定 政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定 める組合 百分の十五</p>	<p>指導基準値を控除して 得た率で除して得た率</p>
<p>二 当該年度の前年度における次に掲げる率を把握していること。</p> <p>イ 被扶養者（算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十九条第一項に規定する組合員の世帯に属する者（同項ただし書に該当する者を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）に係る特定健康診査の実施率を特定健康診査基準値で除して得た率</p>	<p>当該年度の前年度における 上欄のイに掲げる率に上欄 のロに掲げる率を乗じて得 た率に十を乗じて得た点数 （小数点以下一位未満の端 数があるときは、これを四 捨五入して得た点数とし、</p>

<p>ロ 被扶養者に係る特定保健指導の実施率を特定保健指導基準値で除して得た率</p>	<p>その点数が十点を超えるときは、十点とする。）</p>
<p>三 当該年度の前年度における特定健康診査の受診者に占める特定保健指導の対象者の割合が当該年度の前々年度と比較して減少していること。</p>	<p>上欄の割合の当該年度の前々年度からの減少幅に二百五十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が二十五点を超えるときは、二十五点とする。）</p>
<p>四 当該年度において、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和二年厚生労働省告示第八十</p>	<p>五点</p>

<p>五号。以下「基準告示」という。）第二号イに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>五 基準告示第二号イに掲げる取組に関し、医療機関への速やかな受診が必要な加入者に占める当該年度又は当該年度の前年度に医療機関を受診した者の割合を把握していること。</p>	<p>上欄の割合に五を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を合算した点数</p>
<p>六 当該年度において、基準告示第二号ロに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>三点</p>	
<p>七 六の項に掲げる基準を満たし、当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。</p> <p>イ 基準告示第二号ロ(1)の基準に該当する加入者であつて、治療を受</p>	<p>三点</p>	

<p>けていない又は中断している者に対し、受診勧奨を行い、当該受診勧奨を受けた加入者の受診状況を確認した上で、受診していない者との面談等を実施すること。</p> <p>ロ 基準告示第二号ロに掲げる取組の対象者に係る生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第一条の三に規定するものをいう。）に関する検査結果について、当該取組の実施の前後において評価すること。</p>	
<p>八 当該年度において、基準告示第三号イ及びロに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>二点</p>
<p>九 当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。</p> <p>イ 保険者協議会（法第五十七條の二に規定する保険者協議会をいう。以下同じ。）に対し、特定健康診査に関する記録を提供するとともに、保険者協議会と連携し、地域の健康課題を分析すること。</p>	<p>二点</p>

<p>ロ 保険者協議会と連携し、地域の健康課題の解決に資する事業を他の保険者と共同で実施すること。</p>	<p>十 当該年度において、基準告示第四号イ及びロに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>三点</p>
<p>十一 当該年度において、後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用割合が百分の七十五以上であること。</p>	<p>当該年度における後発医薬品の使用割合から百分の七十五を控除して得た率に四十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を合算した点数</p>	
<p>十二 当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。</p>	<p>四点</p>	



<p>イ 診療報酬明細書等情報等を活用し、一定の基準に該当する加入者に対し、服薬情報に関する通知の送付等を行うこと。</p> <p>ロ イに掲げる取組の対象者の服薬状況等について、当該取組の実施の前後において評価すること。</p>	
<p>十三 当該年度において、基準告示第五号イに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>四点</p>
<p>十四 当該年度において、基準告示第五号イ(1)から(5)までに掲げるがん検診の結果、精密検査が必要となった者に占める精密検査を受診した者の割合を把握していること。</p>	<p>上欄の割合に五を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と五点を合算した点数</p>
<p>十五 当該年度において、基準告示第五号ロに掲げる取組を実施してい</p>	<p>二点</p>

	ること。	
	十六 当該年度において、基準告示第五号ハに掲げる取組を実施していること。	九点
	十七 当該年度において、基準告示第五号ニに掲げる取組を実施していること。	六点
	十八 当該年度において、保険者自ら予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該予防接種に係る費用の補助を行っていること。	三点
	十九 当該年度において、基準告示第六号イに掲げる取組を実施していること。	二点
	二十 当該年度において、基準告示第六号ロに掲げる取組を実施していること。	二点
	二十一 当該年度において、基準告示第六号ハに掲げる取組を実施して	二点

<p>二十二 当該年度において、基準告示第六号二に掲げる取組を実施していること。</p>	<p>八點</p>
<p>二十三 当該年度において、基準告示第六号ホに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>四點</p>
<p>二十四 当該年度において、基準告示第七号イに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>四點</p>
<p>二十五 当該年度において、基準告示第七号ロに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>四點</p>
<p>二十六 当該年度において、基準告示第七号ハに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>四點</p>
<p>二十七 当該年度において、基準告示第七号ニに掲げる取組を実施していること。</p>	<p>四點</p>